

# 第7回 昭島市事務事業外部評価委員会

## 議 事 要 旨

〔日 時〕 平成24年9月26日（水）18：00～21：00

〔場 所〕 昭島市役所 2階 204会議室

〔出席者〕

### 1 委員

座間康臣委員長、佐久間榮昭副委員長、出雲明子委員、松本智子委員、村上龍男委員、和田篤彦委員

### 2 事務局

早川企画部長、佐藤企画政策室長、板野財政課長、柳企画調整担当主査、山崎財政係長、吉野企画調整担当主事

### 3 傍聴者7名

〔配布資料〕

- ・第7回昭島市事務事業外部評価委員会 次第
- ・資料1 出席職員一覧
- ・外部評価シート

〔議事要旨〕

#### 1 外部評価の進め方について

事務局から事務事業外部評価説明シート及び資料一式の内容を説明し、対象事業の説明に入った。

#### 2 外部評価

事業番号9 ごみ収集事業

清掃センター長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

- ◆外部評価シートのコスト欄について、①平成23年度当初予算と決算で都支出金が大きく違う理由を。  
②人工数22年度：17.2が23年度：14.3人、どうやって減らしたか。③ごみ量は年々減っているのか、増えているのか。【和田委員】
- 2点目について、収集の職員を減員した。【清掃センター長】
- 3点目について年々2%減少している。【ごみ対策課長】
- 1点目について、一般財源の補完として東京都の総合交付金の一部をこの財源に当てている。事業の執行をしていく中で他の事業とのバランスを図っていった結果、ごみ処理経費に関して、この金額の

充当となった。【財政課長】

◆23年度の予算と決算で7億の予算のうち、1億も財源が異なるというのはこの事業を窮屈にはしないのだろうか。【和田委員】

○東京都の総合交付金は市のすべての事務事業に対して昭島市の財政状況を補完するものとして、一般財源で昭島市が支弁したものを支援するという制度で、どの事業に充当するかは市町村次第である。当初予算編成の段階では、都からの交付額は未定なので多額の一般財源が充当されている衛生費、学校教育の振興、子育て支援に充てるという予算組を行い、事業を執行していく中で、例えば扶助費が高騰していたりするので、そちらへの充当額を多くしていった結果、この事業への充当額に予算と決算で1億の乖離が出てしまった。市民から見ると和田委員の指摘の通りだと思うので、今後は留意をしていきたいのでご理解いただきたい。【事務局】

◆内部評価シート現状における課題中、分別指導の徹底を図るとは具体的にどのようなことか。【村上委員】

○可燃ごみの水分を取る。紙ごみは雑古紙で出すように広報等を通じてPRをはかっていく。【清掃センター長】

○環境コミュニケーションセンターで昨年だけで約1万人の施設見学を受け入れた。見学の際にも周知を図っている。【ごみ対策課長】

◆新たな技術開発について市のかかわり方を。【村上委員】

○ごみ収集車をCNG車へ変えていったが、3.11震災の際に援助に行けなかった。そのためエコカーではないがクリーンディーゼル車に着目している。【清掃センター長】

◆ごみの収集量が減ると収集袋の売り上げも減るのか。【松本委員】

○有料化を開始した平成14年当初は、ごみ収集袋の歳入が2億8千万円で、23年度が2億1千万円なので歳入は落ちているが、開始当初の買いだめも考えられるため一概に減っているとは言えない。【清掃センター長】

◆有料化によってごみの量は減っているか。【松本委員】

○減っている。【清掃センター長】

○各家庭でなるべく経済的に済ますために小さいサイズの収集袋で出す努力をするようになっている。【ごみ対策課長】

◆収集袋取扱事務管理委託の金額に影響はするのか。【松本委員】

○有料化にあたり、一番やってはならないことが収集袋取扱店舗に収集袋がない状態、欠品することであり、収集袋の量を把握するために商工会に事務管理委託をしている。年度中の金額は変わらない。【清掃センター長】

◆内部評価シート効率性の欄で高齢者見守りネットワークの具体例はあるか。【松本委員】

○いつもごみ出しをしている家庭で、出されていないときに対応があるかどうか安否確認をしたところ、敷地内で倒れているご主人を発見し、事なきを得た。【清掃センター長】

◆収集袋の作成委託は大量に作成することによって年々安くなるのか。【出雲委員】

○原油が上がると値段が上がる。22年度より23年度は生産量は少ないが単価は上がっている。【清掃センター長】

◆契約は単年度か。商工会に収集袋の管理を委託するのは一般的か。コストがかかるように思うが。【出

雲委員】

○福生市、狛江市は同じように実施している。身近なところで市民が購入できるように市内のあらゆる店舗で取り扱っていただきたく、それを束ねていたのが商工会だったので商工会への委託となった。

【ごみ対策課長】

◆①収集袋の売り上げはどこに充当しているのか。②直営と委託への住み分けはどうしているのか。③直営しているものの委託化は可能か。【佐久間副委員長】

○①ごみ収集事業だけではなく、ごみ処理のその他の事業へも充当されている。②ごみ種別により分けている。③健全化で人件費を削減し、収集職員を減らした際に委託している。【清掃センター長】

◆3事業者への委託ということで事実上、独占に近いが委託料のベースは1軒いくらか。【佐久間副委員長】

○業務職収集職員の給料表に当てはめて算出している。【清掃センター長】

◆業者の言いなりにならないようにしていただきたい。袋以外の方法を検討したうえで袋になったのか。

【佐久間副委員長】

○紙袋という案もあった。切れないで収集可能な袋を作成できるかということで課題が多く、その結果、今の収集袋になった。【清掃センター長】

◆それでは評価シートの記入に移っていただきたい。【座間委員長】

記入後、順番に評価発表。

◆以上で終了とする。ありがとうございました。【座間委員長】

#### 事業番号 11 街路灯維持管理

都市整備部長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆事業説明シートの事業実績欄で23年度の1基当たりの電気料金が対前年度28%増となっている理由。内部評価シートの今後の方向性をE：現状維持とした理由。電気料金の値上げで1基当たりのコストが上がっていく状況をどうとらえているか。【和田委員】

○23年11月に公衆街路灯については燃料調整の値上げが実施された。一般的な20Wの蛍光灯では1ヶ月175円31銭が183円87銭になり、24年9月からはさらに値上げが実施され216円72銭となる。一般家庭では8%程度の値上げがなされるが街路灯については15%程度の値上げと東京電力に確認を取っている。値上げ前と値上げ後で試算した差額が年間889万円と出ている。【交通安全係長】

○コスト削減のために街路灯を減らすことはできない。街路灯維持管理の中で70%は電気料であり、LEDに老朽化したものから順に変更していく。変更した場合5年くらいで安くなると出ている。ただし拝島駅地下駐輪場の場合は地下ということで高い照度のものを使用するため、相当年数かかっても安くはない。【都市整備部長】

◆街路灯の電気料金を値上げして苦しい思いをしているのは昭島市だけではないはず。26市一丸で開発するなど検討を。【和田委員】

◆すべてを一斉にLED化することはできないか。【村上委員】

- 改修工事が予定されているときには、その機会をとらえてLED化を実施していこうという考えはある。しかし現在の財政状況では、一斉にとというのは難しい。【事務局】
- 20Wの街路灯の場合、一斉に変えるよりも、老朽化したものから変えていく方が、長いスパンで見るとコストがかからない。【都市整備部長】
- ◆市の防犯協会、交通安全協会と協力し行うことはあるのか。【村上委員】
- 交通安全の啓発活動、イベントなどについて交通安全協会にご協力いただいている。【交通安全係長】
- ◆毎年 7785 件中 2700 件の修繕ということで、多いように思える。【出雲委員】
- 2年に1度の球交換。器具は10年に1回の交換。修繕は主に電球代であり、球 350 円、人件費 700 円ほど。修繕の業者は1年契約である。【交通安全係長】
- ◆設置後、撤去は困難であるという話だったが、考え方を考えてみてはいかがか。【出雲委員】
- 近隣住民の理解を得なければならない。ただ、更地だったところに商業施設が立つなどして照度が保たれるようになった場合は撤去ということもある。【交通安全係長】
- ◆電柱を撤去ではなく、器具の撤去で住民は気づくと思われる。【松本委員】
- 電球切れの場合は近隣住民の方からの連絡が多いので、暗いとすぐ気がつくと思われる。【交通安全係長】
- ◆防犯灯は現状で足りているか。商店街の電飾に補助はあるか。LEDは街路で使えるか。【佐久間副委員長】
- 23年度の新設件数は0件。基本的に足りていると判断している。商店街の装飾灯には1灯あたり4000円の補助を出していると聞いている。【交通安全係長】
- LEDに関して街路で使われているのが関東圏で7件ほどである。【都市整備部長】
- ◆宅地開発にあたり街路灯の設置基準はあるか。住民の要望以外に市が前向きに設置といった例はあるか。交通安全上、防犯上、公平感は保たれているか。【座間委員長】
- 民間の宅地開発の中で戸建てであれば道路を造るので道路には設置基準に基づいて防犯灯・街路灯をつける。照度を測って足りなければ要望以外でもつける姿勢である。【都市整備部長】
- ◆夜間のひったくりの件数が減っているというデータはあるか。また、他市の例に学ぶことはあるか。【座間委員長】
- 26市中14の自治体でLEDを試験的に導入している。耐久性や明るさについて試せるようにメーカーがサンプルを提供する例もある。【交通安全係長】
- ◆東京電力以外の供給先は考えられないのか【村上委員】
- 50kw以上の施設が供給の対象なので。【都市整備部長】
- ◆それでは評価シートの記入に移っていただきたい。【座間委員長】
- 記入後、連番で評価発表。
- ◆以上で終了とする。ありがとうございました。【座間委員長】

#### 事業番号6 老人ホーム入所援護事業

介護福祉課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

- ◆養護老人ホーム入所措置の状況の資料から見ると、町田市は1人当たり266万円で、昭島市は195万円となっているが、施設ごと又は各市で給付に違いがあるのか。【和田委員】
- 国の指針の基準に基づいて支払っているため、基準が変わらない限り同じである。【高齢サービス係長】
- 資料：養護老人ホーム入所措置の状況の人数は年度末の状況であり、1人が丸1年間入所されていない場合もあるため、各市で1人当たりの費用が異なる。本人負担も全くない場合、ある場合とまちまちであるが、基本的には施設への支払いの金額は同じである。【介護福祉課長】
- ◆待機者に対して市はどう接するのか。生活の基本的な衣食住は保証されているのか。【和田委員】
- 今現在の1名の待機者は生活保護を受給し、緊急一時保護施設にいますので生活は安定しているため、保証されているといえる。【高齢サービス係長】
- ◆利用者一人当たりのコストは固定しているのか。コスト削減対策としてホームに人員削減は可能か。虐待を受けている高齢者はどう見つけるのか。【村上委員】
- 国の人員配置基準に基づき、職員配置を行っているため、1施設だけ人数を減らすなど法的基準を満たさないため人員削減は行えない。虐待について高齢者見守りネットワーク事業で、高齢者に不自然なあざなどがあつた場合に通報してほしいと呼び掛けている。また、民生委員からの情報提供や、どなり声が聞こえるなどの通報も受け付けているのでそういったところから地域支援センターと連携を図り確認している。【介護福祉課長】
- ◆自立に向けた取組・指導を行うのか。【村上委員】
- 施設の中で自立支援の取組があるが、婦人保護施設からの入所や住所不定者の入所が多いので、自立した生活に戻るといのが難しい現状である【介護福祉課長】
- ◆社会復帰する方はいるのか。【佐久間副委員長】
- 亡くなられた方、長期入院で退所した方、特別養護老人ホームへ移った方がいて、1名だけ有料老人ホームに移った方がいる。【高齢サービス係長】
- ◆施設の中で要介護度を受けると施設のサービスになるのか。【佐久間副委員長】
- 介護保険の分野から見ると在宅サービスの利用ということになる。【介護福祉課長】
- ◆三位一体の改革の中で全額市町村負担ということだがまったくなくなったのか、それとも何らかの措置があるのか。【佐久間副委員長】
- 基本的には国の負担分は交付税措置である。住所不定者については東京都負担だった分がすべて昭島市の持ち出しになっており、それに関しては毎年、市長名で要望を出している。【事務局】
- ◆入所者の推移70人から34人に減少しているが、他市も同じ状況か。措置の判断はどのようになされるか。負担金を払ってもらえない場合は。【座間委員長】
- 介護保険制度が改正され、要介護認定軽度者に対しても介護保険サービスが適用されるので、それに伴って各市とも減少しているものと判断している。【介護福祉課長】
- ◆虐待に関し、どのように分離の判断をしているのか。【座間委員長】
- 市の職員、包括支援センターの職員を交えて会議の場を持ち、養護者と分離をすべきかどうか話し合い、分離となつたら措置の手続きを取っていく。【高齢サービス係長】
- ◆個人の負担金を払えないために入所を見送ることはあるのか。【座間委員長】
- 過去に年金の管理を扶養者がしていて、入所させた段階で手持ちがなかつた方もいた。その場合は成

年後見制度を利用し、年金の振込先を変えるなどして対応した。入所し年金の管理を施設が行えば、負担金を払えないという人はあまりいない。【介護福祉課長】

◆虐待が解消されれば家に戻るのか。虐待者に対する支援は。【出雲委員】

○分離という判断で戻った方はいない。支援は虐待法の中で支援しなければならないことになっている。

【高齢サービス係長】

◆それでは評価シートの記入に移っていただきたい。【座間委員長】

記入後、連番で評価発表。

◆以上で終了とする。ありがとうございました。【座間委員長】

### 3 その他

事務局より次回、第8回外部評価委員会の日程について連絡があった。

◆全体を通じて委員さんから何か。それでは次回9月29日10時からの開催とさせていただく。本日はありがとうございました。【座間委員長】

～閉会～